

四半期報告書

(第148期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	47
3 【中間財務諸表】	48
4 【その他】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	61

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月25日

【四半期会計期間】 第148期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 森 川 英 治

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役企画本部長 久 能 敏 光

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 箭 内 貴 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度
		中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,937	7,910	7,871	16,373	15,671
連結経常利益	百万円	784	1,146	1,781	2,583	2,651
連結中間純利益	百万円	724	817	1,277	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,016	1,871
連結中間包括利益	百万円	1,546	1,092	907	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	3,859	4,365
連結純資産額	百万円	19,724	22,899	26,848	22,037	26,171
連結総資産額	百万円	678,893	695,377	728,252	675,419	695,993
1株当たり純資産額	円	85.19	99.04	116.24	95.30	113.30
1株当たり中間純利益金額	円	3.15	3.55	5.55	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	8.77	8.14
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	2.88	3.27	3.66	3.24	3.74
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	64,959	28,183	33,218	46,926	23,395
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△48,996	△10,184	△5,707	△53,993	△30,135
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△0	△229	△230	△0	769
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	43,406	38,144	41,685	20,375	14,404
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	533 [287]	530 [261]	531 [263]	517 [278]	525 [260]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第147期中	第148期中	第146期	第147期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	6,767	7,110	6,869	14,146	13,682
経常利益	百万円	622	1,241	1,637	2,244	2,582
中間純利益	百万円	603	885	1,160	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,767	1,797
資本金	百万円	18,127	18,127	18,127	18,127	18,127
発行済株式総数	千株	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
純資産額	百万円	19,363	22,481	26,164	21,550	25,607
総資産額	百万円	677,004	693,524	725,863	673,122	693,844
預金残高	百万円	606,108	618,806	645,052	599,520	615,155
貸出金残高	百万円	446,515	452,415	454,640	461,537	453,663
有価証券残高	百万円	169,599	185,922	214,610	175,709	209,446
1株当たり純資産額	円	84.24	97.81	113.85	93.76	111.42
1株当たり中間純利益金額	円	2.62	3.85	5.04	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	7.69	7.82
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	1.00	1.00
自己資本比率	%	2.86	3.24	3.60	3.20	3.69
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	517 [266]	513 [241]	518 [244]	500 [258]	508 [240]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)におけるわが国経済は、デフレ脱却に向けた日本政府による各種経済対策や日本銀行による異次元の質的・量的金融緩和策の導入の結果、一部の経済指標において改善の方向に動いており、円安是正や株高による企業心理の改善と共に緩やかながらも景気回復の兆しが見えてきました。

当行が主たる経営基盤とする福島県の経済は、政府による各種政策効果や日銀の異次元緩和に加え、東日本大震災の復興需要による公共工事の増加等を背景に緩やかな景気回復の動きが継続しております。

一方で、消費税引き上げによる景気の腰折れを不安視する声や円安によるエネルギー価格の上昇等の懸念材料もあることから、持続的な景気回復のためには更なる経済対策が期待されております。

このような状況の中、業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末比32,259百万円増加し728,252百万円となりました。純資産は、同677百万円増加し26,848百万円となりました。

総預金(譲渡性預金を含む)は、前連結会計年度末比33,304百万円増加し680,904百万円となりました。これは主に、東日本大震災に伴う復興関連資金や賠償金等が流入したことによるものです。

貸出金は、前連結会計年度末比1,226百万円増加し453,097百万円となりました。これは主に、地方公共団体向け融資やマイカーローン等の消費性ローンが増加したことによるものです。

有価証券は、前連結会計年度末比5,135百万円増加し214,153百万円となりました。これは主に、公社公団債や事業債が増加したことによるものです。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比39百万円減少し7,871百万円となりました。これは主に、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したこと及び国債等債券売却益が減少したことによるものです。一方、経常費用は、同674百万円減少し6,089百万円となりました。これは主に、預金金利の低下により預金利息が減少したこと及び保有有価証券の減損が発生しなかったことによるものです。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比635百万円増加し1,781百万円となりました。また、中間純利益については、同460百万円増加し1,277百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント情報ごとの業績は次のとおりとなりました。

銀行業の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比237百万円減少し6,880百万円となりました。また、セグメント利益は、同400百万円増加し1,648百万円となりました。これは主に、貸出金利回の低下に伴い貸出金利息が減少したものの、有価証券関係損益が改善したことによるものです。

リース業の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比34百万円減少し895百万円となりました。また、セグメント利益は、同235百万円改善し66百万円の黒字計上となりました。これは主に、不良債権処理費用が大幅に減少したことによるものです。

その他の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比0百万円増加し110百万円となりました。また、セグメント利益は、同3百万円減少し2百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、営業活動により得られたキャッシュ・フローが投資活動及び財務活動により支出したキャッシュ・フローを上回ったことから、前連結会計年度末比27,280百万円増加し41,685百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業活動により得られたキャッシュ・フローは、33,218百万円となりました。これは主に、預金及び譲渡性預金が増加したことによるものです。前第2四半期連結累計期間比では、5,035百万円の増加となりました。

投資活動により支出したキャッシュ・フローは、5,707百万円となりました。これは主に、有価証券の取得によるものです。前第2四半期連結累計期間比では、4,477百万円の支出の減少となりました。

財務活動により支出したキャッシュ・フローは、230百万円となりました。これは主に、配当金の支払によるものです。前第2四半期連結累計期間比では、1百万円の支出の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員の状況に著しい増加又は減少はありません。

(6) 主要な設備の状況

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の状況に著しい変動はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間比1百万円減少し、4,483百万円となりました。これは主に、預金金利の低下に伴い預金利息は減少したものの貸出金利回りの低下に伴い貸出金利利息が減少したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結累計期間比62百万円増加し、487百万円となりました。これは主に、投資信託の窓口販売業務に関する受入手数料が増加したことによるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結累計期間比94百万円増加し、188百万円となりました。これは主に、国債等債券償却が発生しなかったことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	4,414	72	△2	4,484
	当第2四半期連結累計期間	4,403	83	△2	4,483
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	4,902	93	△20	(20) 4,975
	当第2四半期連結累計期間	4,797	94	△15	(11) 4,877
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	488	21	△18	(20) 491
	当第2四半期連結累計期間	394	11	△12	(11) 393
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	423	1	—	425
	当第2四半期連結累計期間	486	1	—	487
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	947	2	△36	913
	当第2四半期連結累計期間	1,022	3	△31	994
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	523	1	△36	488
	当第2四半期連結累計期間	536	1	△31	507
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	88	5	—	94
	当第2四半期連結累計期間	180	7	—	188
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	415	5	—	421
	当第2四半期連結累計期間	195	7	—	203
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	327	—	—	327
	当第2四半期連結累計期間	14	—	—	14

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間 1百万円、当第2四半期連結累計期間 0百万円)を控除して表示しております。

4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比81百万円増加し、994百万円となりました。これは主に、投資信託の窓口販売業務に関する受入手数料が増加したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比19百万円増加し、507百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	947	2	△36	913
	当第2四半期連結累計期間	1,022	3	△31	994
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	338	—	△29	308
	当第2四半期連結累計期間	319	—	△26	293
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	244	2	△0	246
	当第2四半期連結累計期間	242	3	△0	244
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	7	—	—	7
	当第2四半期連結累計期間	6	—	—	6
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	17	—	—	17
	当第2四半期連結累計期間	14	—	—	14
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第2四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	18	—	△6	12
	当第2四半期連結累計期間	17	—	△4	12
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	87	—	—	87
	当第2四半期連結累計期間	67	—	—	67
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	214	—	—	214
	当第2四半期連結累計期間	336	—	—	336
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	523	1	△36	488
	当第2四半期連結累計期間	536	1	△31	507
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	57	1	△0	58
	当第2四半期連結累計期間	58	1	△0	59

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	618,610	195	△423	618,383
	当第2四半期連結会計期間	644,883	169	△148	644,904
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	269,189	—	△321	268,868
	当第2四半期連結会計期間	300,379	—	△148	300,231
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	347,194	—	△102	347,092
	当第2四半期連結会計期間	339,755	—	—	339,755
うちその他	前第2四半期連結会計期間	2,226	195	—	2,422
	当第2四半期連結会計期間	4,748	169	—	4,917
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	32,982	—	—	32,982
	当第2四半期連結会計期間	36,000	—	—	36,000
総合計	前第2四半期連結会計期間	651,593	195	△423	651,366
	当第2四半期連結会計期間	680,883	169	△148	680,904

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	450,244	100.00	453,097	100.00
製造業	36,872	8.19	38,593	8.52
農業、林業	889	0.20	881	0.19
漁業	355	0.08	351	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	374	0.08	317	0.07
建設業	25,779	5.73	25,358	5.60
電気・ガス・熱供給・水道業	1,706	0.38	1,804	0.40
情報通信業	4,386	0.97	1,870	0.41
運輸業、郵便業	13,890	3.09	14,530	3.21
卸売業、小売業	42,784	9.50	40,737	8.99
金融業、保険業	16,298	3.62	15,103	3.33
不動産業、物品賃貸業	49,925	11.09	47,519	10.49
その他の各種サービス業	52,169	11.59	51,257	11.31
国・地方公共団体	47,533	10.56	56,138	12.39
その他	157,275	34.92	158,630	35.01
国際業務部門	—	—	—	—
合計	450,244	—	453,097	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,999	5,150	151
経費(除く臨時処理分)	3,835	4,086	251
人件費	1,825	1,932	107
物件費	1,776	1,896	120
税金	233	256	23
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,163	1,063	△100
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,163	1,063	△100
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	1,163	1,063	△100
うち債券関係損益	86	179	93
コア業務純益	1,076	883	△193
臨時損益	77	573	496
株式等関係損益	△403	18	421
不良債権処理額	220	134	△86
貸出金償却	220	134	△86
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
債権売却損等	—	—	—
貸倒引当金戻入益	504	320	△184
償却債権取立益	88	305	217
その他臨時損益	108	63	△45
経常利益	1,241	1,637	396
特別損益	△2	△143	△141
うち固定資産処分損益	△2	△0	2
税引前中間純利益	1,238	1,494	256
法人税、住民税及び事業税	95	103	8
法人税等調整額	258	230	△28
法人税等合計	353	334	△19
中間純利益	885	1,160	275

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益＝業務純益(一般貸倒引当金繰入前)－債券関係損益

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

7 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.48	1.40	△0.08
(イ)貸出金利回	1.92	1.79	△0.13
(ロ)有価証券利回	0.67	0.74	0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.31	1.31	0.00
(イ)預金等利回	0.12	0.08	△0.04
(ロ)外部負債利回	0.28	0.09	△0.19
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.17	0.09	△0.08

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10.54	8.19	△2.35
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	10.54	8.19	△2.35
業務純益ベース	10.54	8.19	△2.35
中間純利益ベース	8.02	8.93	0.91

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	618,806	645,052	26,246
預金(平残)	608,102	630,541	22,439
貸出金(末残)	452,415	454,640	2,225
貸出金(平残)	449,756	447,592	△2,164

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	485,318	500,476	15,158
法人	133,292	144,407	11,115
計	618,610	644,883	26,273

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	138,041	139,067	1,026
その他ローン残高	9,677	11,002	1,325
計	147,718	150,070	2,352

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	345,447	343,018	△2,429
総貸出金残高	② 百万円	452,415	454,640	2,225
中小企業等貸出金比率	①/② %	76.35	75.44	△0.91
中小企業等貸出先件数	③ 件	34,153	34,415	262
総貸出先件数	④ 件	34,298	34,573	275
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.57	99.54	△0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	6	36	6	88
保証	181	622	146	542
計	187	659	152	631

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,228	1,228
	利益剰余金	2,717	4,912
	自己株式(△)	14	15
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	134	133
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	22,195	24,386
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	22,195	24,386
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	701	636
	一般貸倒引当金	1,949	1,922
	負債性資本調達手段等	4,000	5,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,000	5,200
計	6,650	7,758	
うち自己資本への算入額 (B)	6,650	7,758	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	28,745	32,045
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	290,761	287,821
	オフ・バランス取引等項目	1,373	921
	信用リスク・アセットの額 (E)	292,135	288,742
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	19,707	18,833
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,576	1,506
計(E) + (F) (H)	311,842	307,575	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.21	10.41
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		7.11	7.92

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	1,228	1,228
	利益準備金	46	92
	その他利益剰余金	2,379	4,269
	その他	—	—
	自己株式(△)	14	15
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	21,768	23,702
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	21,768	23,702
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	701	636
	一般貸倒引当金	1,937	1,905
	負債性資本調達手段等	4,000	5,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,000	5,200	
計	6,638	7,741	
うち自己資本への算入額 (B)	6,638	7,741	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	28,306	31,344
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	288,768	285,217
	オフ・バランス取引等項目	1,373	921
	信用リスク・アセットの額 (E)	290,142	286,139
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	19,826	18,774
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,586	1,501
計(E)+(F) (H)	309,968	304,914	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.13	10.27
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100(%)		7.02	7.77

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66	45
危険債権	85	72
要管理債権	5	20
正常債権	4,387	4,433

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	900,000,000
計	900,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は9億株であり、普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、それぞれ9億株とする旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	230,000,000	230,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	230,000,000	230,000,000	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	230,000	—	18,127	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,791	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,771	2.94
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	4,416	1.92
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	3,931	1.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,678	1.59
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,562	1.54
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,494	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,129	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,124	0.92
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	2,063	0.89
計	—	40,960	17.80

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 20,815千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,678千株

2 三井住友信託銀行株式会社から平成25年4月18日付で三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする平成25年1月31日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	11,222	4.88
三井住友トラスト・アセットマネジ メント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	402	0.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	728	0.32
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号	820	0.36

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 187,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,071,000	229,071	—
単元未満株式	普通株式 742,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	230,000,000	—	—
総株主の議決権	—	229,071	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18,000株含まれております。また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が18個含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式640株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	187,000	—	187,000	0.08
計	—	187,000	—	187,000	0.08

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 17,218	※8 42,525
商品有価証券	57	54
金銭の信託	1,664	1,660
有価証券	※1, ※8, ※13 209,018	※1, ※8, ※13 214,153
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 451,871	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 453,097
外国為替	190	330
リース債権及びリース投資資産	※8 2,837	※8 2,801
その他資産	※8 4,405	※8 4,141
有形固定資産	※10, ※11 12,063	※10, ※11 11,718
無形固定資産	864	882
繰延税金資産	2,605	2,509
支払承諾見返	666	631
貸倒引当金	△7,470	△6,255
資産の部合計	695,993	728,252
負債の部		
預金	614,835	644,904
譲渡性預金	32,764	36,000
借入金	※8 7,854	※8 8,565
外国為替	—	11
社債	※12 5,200	※12 5,200
その他負債	4,617	2,322
賞与引当金	135	137
退職給付引当金	1,841	1,868
役員退職慰労引当金	145	143
睡眠預金払戻損失引当金	126	94
利息返還損失引当金	1	0
再評価に係る繰延税金負債	※10 877	※10 833
負ののれん	754	691
支払承諾	666	631
負債の部合計	669,822	701,403
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	1,228	1,228
利益剰余金	3,783	4,912
自己株式	△15	△15
株主資本合計	23,124	24,253
その他有価証券評価差額金	2,253	1,881
土地再評価差額金	※10 662	※10 580
その他の包括利益累計額合計	2,915	2,462
少数株主持分	131	133
純資産の部合計	26,171	26,848
負債及び純資産の部合計	695,993	728,252

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	7,910	7,871
資金運用収益	4,954	4,865
(うち貸出金利息)	4,299	4,010
(うち有価証券利息配当金)	640	843
役務取引等収益	913	994
その他業務収益	421	203
その他経常収益	※1 1,620	※1 1,807
経常費用	6,763	6,089
資金調達費用	471	382
(うち預金利息)	376	277
役務取引等費用	488	507
その他業務費用	327	14
営業経費	3,970	4,219
その他経常費用	※2 1,505	※2 965
経常利益	1,146	1,781
特別利益	—	4
固定資産処分益	—	4
特別損失	2	147
固定資産処分損	2	4
減損損失	—	※3 143
税金等調整前中間純利益	1,144	1,638
法人税、住民税及び事業税	77	108
法人税等調整額	247	251
法人税等合計	324	359
少数株主損益調整前中間純利益	819	1,278
少数株主利益	1	1
中間純利益	817	1,277

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	819	1,278
その他の包括利益	273	△371
その他有価証券評価差額金	273	△371
中間包括利益	1,092	907
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,091	905
少数株主に係る中間包括利益	1	1

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
当期首残高	1,228	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	1,228	1,228
利益剰余金		
当期首残高	2,128	3,783
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	817	1,277
土地再評価差額金の取崩	1	81
当中間期変動額合計	589	1,129
当中間期末残高	2,717	4,912
自己株式		
当期首残高	△14	△15
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	0	△0
当中間期末残高	△14	△15
株主資本合計		
当期首残高	21,470	23,124
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	817	1,277
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	1	81
当中間期変動額合計	589	1,129
当中間期末残高	22,060	24,253

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△242	2,253
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	273	△371
当中間期変動額合計	273	△371
当中間期末残高	30	1,881
土地再評価差額金		
当期首残高	675	662
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△1	△81
当中間期変動額合計	△1	△81
当中間期末残高	674	580
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	432	2,915
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△1	△81
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	273	△371
当中間期変動額合計	271	△453
当中間期末残高	704	2,462
少数株主持分		
当期首残高	133	131
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	134	133
純資産合計		
当期首残高	22,037	26,171
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	817	1,277
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	274	△370
当中間期変動額合計	862	677
当中間期末残高	22,899	26,848

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,144	1,638
減価償却費	379	392
減損損失	—	143
負ののれん償却額	△62	△62
持分法による投資損益 (△は益)	△10	△14
貸倒引当金の増減 (△)	△294	△354
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20	1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	6	27
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△11	△2
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△14	△32
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	0	△1
資金運用収益	△4,954	△4,865
資金調達費用	471	382
有価証券関係損益 (△)	316	△198
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	4	3
固定資産処分損益 (△は益)	2	0
貸出金の純増 (△) 減	9,161	△2,082
預金の純増減 (△)	19,226	30,069
譲渡性預金の純増減 (△)	10,193	3,235
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△10,151	711
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△1,932	1,973
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△34	△140
外国為替 (負債) の純増減 (△)	—	11
資金運用による収入	5,032	4,906
資金調達による支出	△292	△1,622
その他	126	△769
小計	28,287	33,350
法人税等の支払額	△104	△131
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,183	33,218
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△48,000	△22,361
有価証券の売却による収入	26,903	13,418
有価証券の償還による収入	11,038	3,444
有形固定資産の取得による支出	△42	△49
無形固定資産の取得による支出	△85	△188
有形固定資産の売却による収入	2	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,184	△5,707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△229	△229
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△229	△230
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	17,768	27,280
現金及び現金同等物の期首残高	20,375	14,404
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 38,144	※1 41,685

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

株式会社ふくぎんリース

株式会社福島カードサービス

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

株式会社東北バンキングシステムズ

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,469百万円(前連結会計年度末は10,063百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え、可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している貸倒引当金の金額は2,035百万円(前連結会計年度末は2,071百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
株式	92百万円	105百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	934百万円	604百万円
延滞債権額	12,536百万円	11,189百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	22百万円	20百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,203百万円	2,062百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	15,696百万円	13,876百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	1,485百万円	1,499百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	2,000百万円	1,750百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
リース投資資産	561百万円	643百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	342百万円	457百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	58,130百万円	41,384百万円
貸出金	2,476百万円	2,500百万円
定期預け金	212百万円	212百万円

なお、その他資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金敷金	259百万円	258百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	35,840百万円	34,908百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	34,948百万円	34,346百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間(前連結会計年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3,735百万円	3,577百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	15,492百万円	15,687百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	5,200百万円	5,200百万円

※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	1,425百万円	1,562百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	294百万円	354百万円
償却債権取立益	88百万円	305百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	221百万円	134百万円
株式等償却	416百万円	一百万円

※3 減損損失は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、異なる用途への転用及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ2ヵ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	事業用資産 2ヵ所	土地	143百万円

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	166	2	1	166	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 2千株

単元未満株式の買増請求による減少 1千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	229	1.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	182	4	—	187	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	229	1.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	41,041百万円	42,525百万円
定期預け金	△2,212 "	△212 "
普通預け金	△388 "	△308 "
その他の預け金	△296 "	△319 "
現金及び現金同等物	<u>38,144 "</u>	<u>41,685 "</u>

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース料債権部分	3,205	3,144
見積残存価額部分	41	45
受取利息相当額	△420	△398
合計	2,825	2,791

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	3	3	2	1	0	0
リース投資資産に係るリース料 債権部分	1,015	793	584	404	219	186

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	3	3	1	0	0	0
リース投資資産に係るリース料 債権部分	988	776	577	400	236	165

2 オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
1年内	35	36
1年超	22	20
合計	58	56

3 既契約分取引について簡便的処理の採用

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が17百万円多く計上されております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が11百万円多く計上されております。

4 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース投資資産	18	9
リース債務	18	9

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	17,218	17,218	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,019	5,974	△45
その他有価証券	202,479	202,479	—
(3) 貸出金	451,871		
貸倒引当金(*)	△4,878		
	446,992	452,095	5,102
資産計	672,710	677,767	5,056
(1) 預金	614,835	615,039	204
(2) 譲渡性預金	32,764	32,764	—
(3) 借入金	7,854	7,854	0
負債計	655,454	655,659	204

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金2,071百万円は含めておりません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	42,525	42,525	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,944	5,893	△51
その他有価証券	207,675	207,675	—
(3) 貸出金	453,097		
貸倒引当金(*)	△3,713		
	449,383	453,257	3,873
資産計	705,529	709,351	3,821
(1) 預金	644,904	645,120	215
(2) 譲渡性預金	36,000	36,000	—
(3) 借入金	8,565	8,564	△0
負債計	689,470	689,685	214

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金2,035百万円は含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、市場価格を時価とみなせない状態にあると当行が判断する基準に該当したのについて、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）としておりましたが、当中間連結会計期間末においては、当該基準に該当したものではありません。

なお、前連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は236百万円増加、「繰延税金資産」は82百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は153百万円増加しております。

前連結会計年度末における変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象である貸出金と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	418	433
② 組合出資金(*3)	101	99
合計	519	532

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	599	632	32
	社債	—	—	—
	その他	499	580	80
	外国証券	499	580	80
	小計	1,098	1,212	113
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	1,425	1,363	△61
	その他	3,495	3,398	△96
	外国証券	3,495	3,398	△96
	小計	4,920	4,761	△158
合計		6,019	5,974	△45

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	599	615	16
	社債	—	—	—
	その他	1,499	1,573	74
	外国証券	1,499	1,573	74
	小計	2,099	2,189	90
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	99	99	△0
	社債	1,562	1,496	△65
	その他	2,184	2,108	△76
	外国証券	2,184	2,108	△76
	小計	3,845	3,703	△142
合計		5,944	5,893	△51

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,601	1,653	948
	債券	172,787	170,277	2,510
	国債	109,877	108,135	1,742
	地方債	7,461	7,376	84
	社債	55,448	54,765	683
	その他	15,094	14,478	616
	外国証券	11,070	10,822	247
	投資信託	4,023	3,655	368
	その他	—	—	—
	小計	190,483	186,408	4,075
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,417	2,734	△317
	債券	7,037	7,136	△99
	国債	2,988	3,008	△20
	地方債	208	208	△0
	社債	3,841	3,919	△77
	その他	2,540	2,732	△191
	外国証券	371	400	△28
	投資信託	2,070	2,232	△162
	その他	98	100	△1
	小計	11,995	12,604	△608
合計		202,479	199,012	3,466

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,700	2,403	1,296
	債券	157,011	155,529	1,481
	国債	91,709	90,820	888
	地方債	7,224	7,176	48
	社債	58,077	57,532	544
	その他	14,032	13,421	610
	外国証券	10,375	10,120	254
	投資信託	3,554	3,200	353
	その他	101	100	1
	小計	174,743	171,354	3,389
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,667	1,897	△230
	債券	28,881	28,943	△62
	国債	19,969	20,007	△37
	地方債	1,400	1,407	△7
	社債	7,511	7,528	△16
	その他	2,383	2,585	△201
	外国証券	377	400	△22
	投資信託	2,005	2,185	△179
	その他	—	—	—
	小計	32,932	33,426	△493
合計		207,675	204,780	2,895

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当該中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、318百万円(うち、社債166百万円、その他151百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、当該中間連結会計期間(連結会計年度)末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,466
その他有価証券	3,466
(△)繰延税金負債	1,213
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,252
(△)少数株主持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	2,253

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	2,895
その他有価証券	2,895
(△)繰延税金負債	1,013
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,881
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,881

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	113	—	△0	△0
	買建	14	—	△0	△0
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	265	—	3	3
	買建	49	—	△0	△0
	合計	—	—	3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

上記以外に該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	36百万円	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	一百万円
期末残高	35百万円	35百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。また、クレジットカード業務及び信用保証業務については「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,071	890	7,962	104	8,067	△156	7,910
セグメント間の内部経常収益	45	39	84	6	90	△90	—
計	7,117	929	8,047	110	8,157	△247	7,910
セグメント利益 (△はセグメント損失)	1,248	△169	1,079	5	1,084	62	1,146
セグメント資産	693,050	4,306	697,357	1,036	698,394	△3,016	695,377
セグメント負債	671,043	2,837	673,880	796	674,677	△2,199	672,477
その他の項目							
減価償却費	371	7	379	0	379	—	379
資金運用収益	4,951	0	4,952	20	4,972	△18	4,954
資金調達費用	465	18	484	5	489	△18	471
持分法投資利益	10	—	10	—	10	—	10
持分法適用会社への投資額	91	—	91	—	91	—	91
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	123	4	128	—	128	—	128

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△156百万円は、貸倒引当金戻入益の調整額△219百万円及び負ののれん償却額62百万円であります。

(2) セグメント利益の調整額62百万円は、負ののれん償却額であります。

(3) セグメント資産の調整額△3,016百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) セグメント負債の調整額△2,199百万円は、セグメント間取引消去△3,016百万円及び負ののれん816百万円であります。

(5) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財 務諸表計上 額(百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,844	857	7,701	106	7,808	62	7,871
セグメント間の内部経常収益	36	38	74	4	78	△78	—
計	6,880	895	7,776	110	7,886	△15	7,871
セグメント利益	1,648	66	1,715	2	1,718	62	1,781
セグメント資産	725,402	3,931	729,334	946	730,281	△2,028	728,252
セグメント負債	699,699	2,330	702,029	711	702,741	△1,337	701,403
その他の項目							
減価償却費	383	9	392	0	392	—	392
資金運用収益	4,859	0	4,859	18	4,878	△12	4,865
資金調達費用	377	14	391	4	395	△12	382
持分法投資利益	14	—	14	—	14	—	14
持分法適用会社への投資額	105	—	105	—	105	—	105
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	205	32	238	0	238	—	238

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額62百万円は、負ののれん償却額であります。

(2) セグメント利益の調整額62百万円は、上記(1)の外部顧客に対する調整額と同様であります。

(3) セグメント資産の調整額△2,028百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) セグメント負債の調整額△1,337百万円は、セグメント間取引消去△2,028百万円及び負ののれん691百万円であります。

(5) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	4,970	1,079	670	1,190	7,910

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	4,715	1,070	648	1,436	7,871

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)
	銀行業	リース業	計		
減損損失	143	—	143	—	143

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は816百万円であります。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は691百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	113.30	116.24
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	26,171	26,848
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	131	133
うち少数株主持分	百万円	131	133
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	26,039	26,715
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	229,817	229,812

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.55	5.55
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	817	1,277
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	817	1,277
普通株式の期中平均株式数	千株	229,833	229,815

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 17,186	※8 42,522
商品有価証券	57	54
金銭の信託	1,664	1,660
有価証券	※1, ※8, ※13 209,446	※1, ※8, ※13 214,610
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 453,663	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 454,640
外国為替	190	330
その他資産	2,165	1,859
その他の資産	※8 2,165	※8 1,859
有形固定資産	※10, ※11 12,031	※10, ※11 11,685
無形固定資産	848	844
繰延税金資産	2,464	2,389
支払承諾見返	666	631
貸倒引当金	△6,542	△5,366
資産の部合計	693,844	725,863
負債の部		
預金	615,155	645,052
譲渡性預金	32,764	36,000
借入金	7,337	7,953
外国為替	—	11
社債	※12 5,200	※12 5,200
その他負債	4,003	1,792
未払法人税等	146	112
資産除去債務	35	35
その他の負債	3,821	1,644
賞与引当金	133	133
退職給付引当金	1,833	1,859
役員退職慰労引当金	139	137
睡眠預金払戻損失引当金	126	94
再評価に係る繰延税金負債	※10 877	※10 833
支払承諾	666	631
負債の部合計	668,237	699,699
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	1,228	1,228
その他資本剰余金	1,228	1,228
利益剰余金	3,349	4,361
利益準備金	46	92
その他利益剰余金	3,303	4,269
別途積立金	—	1,000
繰越利益剰余金	3,303	3,269
自己株式	△15	△15
株主資本合計	22,690	23,702
その他有価証券評価差額金	2,253	1,881
土地再評価差額金	※10 662	※10 580
評価・換算差額等合計	2,916	2,462
純資産の部合計	25,607	26,164
負債及び純資産の部合計	693,844	725,863

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	7,110	6,869
資金運用収益	4,954	4,862
(うち貸出金利息)	4,296	4,006
(うち有価証券利息配当金)	643	844
役務取引等収益	919	997
その他業務収益	421	203
その他経常収益	※1 814	※1 806
経常費用	5,869	5,232
資金調達費用	465	377
(うち預金利息)	376	277
役務取引等費用	504	522
その他業務費用	327	14
営業経費	※2 3,835	※2 4,086
その他経常費用	※3 736	※3 231
経常利益	1,241	1,637
特別利益	—	4
特別損失	2	※4 147
税引前中間純利益	1,238	1,494
法人税、住民税及び事業税	95	103
法人税等調整額	258	230
法人税等合計	353	334
中間純利益	885	1,160

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	1,228	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	1,228	1,228
資本剰余金合計		
当期首残高	1,228	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	1,228	1,228
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	—	46
当中間期変動額		
利益準備金の積立	46	46
当中間期変動額合計	46	46
当中間期末残高	46	92
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	1,000
当中間期変動額合計	—	1,000
当中間期末残高	—	1,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,768	3,303
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	885	1,160
利益準備金の積立	△46	△46
別途積立金の積立	—	△1,000
土地再評価差額金の取崩	1	81
当中間期変動額合計	611	△33
当中間期末残高	2,379	3,269

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月 30 日)
利益剰余金合計		
当期首残高	1,768	3,349
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	885	1,160
利益準備金の積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
土地再評価差額金の取崩	1	81
当中間期変動額合計	657	1,012
当中間期末残高	2,425	4,361
自己株式		
当期首残高	△14	△15
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	0	△0
当中間期末残高	△14	△15
株主資本合計		
当期首残高	21,110	22,690
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	885	1,160
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	1	81
当中間期変動額合計	657	1,011
当中間期末残高	21,768	23,702

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△236	2,253
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	275	△372
当中間期変動額合計	275	△372
当中間期末残高	38	1,881
土地再評価差額金		
当期首残高	675	662
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△1	△81
当中間期変動額合計	△1	△81
当中間期末残高	674	580
評価・換算差額等合計		
当期首残高	439	2,916
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△1	△81
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	275	△372
当中間期変動額合計	273	△454
当中間期末残高	712	2,462
純資産合計		
当期首残高	21,550	25,607
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	△229
中間純利益	885	1,160
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	275	△372
当中間期変動額合計	930	557
当中間期末残高	22,481	26,164

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～15年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,469百万円(前事業年度末は10,063百万円)であります。
(追加情報)
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え、可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している貸倒引当金の金額は1,982百万円(前事業年度末は2,005百万円)であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	567百万円	567百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	933百万円	603百万円
延滞債権額	12,520百万円	11,177百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	22百万円	20百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,203百万円	2,062百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	15,680百万円	13,864百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1,485百万円	1,499百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
2,000百万円	1,750百万円

- ※8 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	58,130百万円	41,384百万円
貸出金	2,476百万円	2,500百万円
定期預け金	212百万円	212百万円

また、その他の資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金敷金	259百万円	258百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	34,564百万円	33,615百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	33,672百万円	33,052百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間(前事業年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3,735百万円	3,577百万円

- ※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	15,452百万円	15,644百万円

- ※12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	5,200百万円	5,200百万円

- ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1,425百万円	1,562百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	504百万円	320百万円
償却債権取立益	88百万円	305百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	226百万円	218百万円
無形固定資産	145百万円	165百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	220百万円	134百万円
株式等償却	416百万円	一百万円

※4 減損損失は次のとおりであります。

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、異なる用途への転用及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ2カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	事業用資産 2カ所	土地	143百万円

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	166	2	1	166	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	2千株
単元未満株式の買増請求による減少	1千株

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	182	4	—	187	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	4千株
------------------	-----

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
子会社株式	550	550
関連会社株式	17	17
合計	567	567

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	36百万円	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	—百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	—百万円
期末残高	35百万円	35百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.85	5.04
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	885	1,160
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	885	1,160
普通株式の期中平均株式数	千株	229,833	229,815

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月20日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月20日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月25日

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 森 川 英 治

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役社長森川英治は、当行の第148期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。